

企第820号  
平成24年3月1日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 生命保険協会  
一 般 委 員 会  
委 員 長 松 山 保 臣  
(東京都千代田区丸の内3-4-1)  
(電話 03-3286-2693)  
(メールアドレス kikaku@seiho.or.jp)

I A S B の改訂公開草案「顧客との契約から生じる収益」に関する意見

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年11月14日に公表されました国際会計基準審議会（I A S B）の改訂公開草案「顧客との契約から生じる収益」につきまして、別紙のとおり、当協会としての意見を申し上げます。

宜しくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

謹白

【本件に関する照会先：生命保険協会企画部 駒田・奥村 TEL：3286-2693】

公開草案『顧客との契約から生じる収益』に対する意見

生命保険協会

2012年3月1日

## —目次—

1	総括意見.....	1
2	質問への回答.....	1
2.1	質問 2.....	1
2.2	質問 5.....	2
2.3	質問 6.....	2
2.4	質問 8.....	2

## 1 総括意見

1. 我々、生命保険協会(LIAJ)は、2011年11月に公表された公開草案「顧客との契約から生じる収益」(2010年6月に公表された公開草案の改訂。以下、本公開草案)に対して、意見を述べる機会を頂いたことに大いなる感謝の意を表明したい。
2. 生命保険業界は、そのバランスシートの構成上、特に、保険契約や金融商品に関する会計基準の影響を受けることになるが、両基準は本公開草案の範囲外とされている。ただし、本公開草案は、BC42にもあるように、「他の基準設定プロジェクトで収益の問題を検討するためのフレームワークを両審議会に提案するもの」と位置づけられている。したがって、我々は、本公開草案の提案の重要性や、保険契約プロジェクトにも影響を与える可能性を踏まえた上で、個別の質問に回答している。

## 2 質問への回答

### 2.1 質問2 (IASB改訂公開草案 質問1)

第35項及び第36項では、どのような場合に企業が財又はサービスを一定の期間にわたり移転するのか、したがって、どのような場合に企業が履行義務の充足と収益の認識を一定の期間にわたり行なうのかを定めている。この提案に同意するか。同意しない場合には、どのような場合に財又はサービスが一定の期間にわたり移転されるのかを決定するための、どのような代替案を提案するか、また、その理由は何か。

(同意する)

3. 企業がどのような場合に履行義務の充足と収益の認識を一定の期間にわたり行なうかに関して規定する第35項と第36項での提案に同意する。2010年公開草案において適用指針で提案されていた内容を基準に記載し、内容を明確化することは関係者の理解可能性を高めることにつながると考えるからである。
4. 一方で、本公開草案の対象となる契約の多様性を踏まえると、一定の期間にわたり収益を認識する具体的な規定については様々な意見があることが考えられる。不測の結果を避けるためにも、それらの意見に対して慎重に検討頂くことを希望する。
5. なお、一定の期間にわたり企業が履行を充足するという観点では、保険契約プロジェクトとりわけ生命保険契約については、類似したケースと言える。保険契約基準公開草案に基づけば、保険負債を貨幣の時間価値の変動を反映させて測定することになる。この場合、我々は、純損益に対しては事業の特性が適切に反映されるべきと考えており、金利変動にともなう未実現の保険負債の変動をその他の包括利益(OCI)に計上し、保険事業から生じる利益と区別して取り扱うことを提案している。そうすることで、純損益への影響の観点では、両プロジェクトの差異は減少するものと思料する。

## 2.2 質問 5 (IASB改訂公開草案 質問 4)

企業が一定の期間にわたり充足し、かつ、契約開始時点において1年超の期間にわたり充足すると見込んでいる履行義務について、第86項では、企業は当該履行義務が不利である場合には負債及び対応する費用を認識すべきだと述べている。提案している不利テストの範囲に同意するか。同意しない場合には、どのような代替的な範囲を提案するか、また、その理由は何か。

(概ね同意するが一部修正を要求する)

6. 第86項にある不利な履行義務に関するテストの適用範囲を一定の期間にわたり充足される履行義務に限定する提案について同意する。
7. 我々は、本公開草案の対象となる顧客との契約において、初期測定で企業の履行義務が不利となるケースが存在することは認識している。しかし、我々は、そのような場合を除き、履行義務が不利になるのは、外部環境等の大きな変化が観察された場合であると理解しており、各報告期間にテストの実施を要求することは財務諸表の利用者が得られるであろうベネフィットに比べて作成者のコストの負担が大きいため要求すべきではないと考える。したがって、不利テストの実施は、事象や環境の変化によって、当該契約が不利となっている徴候が認識された場合に限り要求されるよう、要件の修正が必要と考える。

## 2.3 質問 6 (IASB改訂公開草案 質問 2)

第68項および第69項では、企業は、約束された対価のうち企業が顧客の信用リスクにより回収不能と評価している金額を会計処理するために、IFRS第9号(又は、企業がIFRS第9号をまだ採用していない場合にはIAS第39号)又はASCトピック310を適用することになると述べている。純損益において対応する金額は、収益科目に隣接して別個の科目に表示される。これらの提案に同意するか。同意しない場合には、顧客の信用リスクの影響を会計処理するためのどのような代替案を提案するか、また、その理由は何か。

【信用リスクを収益科目から直接減価しないこと】

(同意する)

【信用リスクはIFRS9号を用いて測定し、隣接する別個の科目に表示すること】

(現時点では評価を留保する)

8. 現時点では、信用リスクをIFRS9号によって測定し、隣接する別個の科目に表示することの適切性を評価することはできない。適切性の評価は、現在、理事会において検討中のIFRS9号減損の内容次第である。この質問については、IFRS9号減損が確定した後、改めて確認されるべき観点と考える。

## 2.4 質問 8 (IASB改訂公開草案 質問 5)

両審議会は、IAS 第 34 号及び ASC トピック 270 を修正し、企業が中間財務報告書に含めるべき収益及び顧客との契約に関する開示を定めることを提案している。要求される開示(重要性がある場合)は、次のとおりである。

- ・収益の分解(第 114 項及び第 115 項)
- ・当報告期間の契約資産及び契約負債の合計残高の変動の表形式の調整表(第 117 項)
- ・企業の残存する履行義務の分析(第 119 項から第 121 項)
- ・不利な履行義務に関する情報及び当報告期間の対応する不利な負債の変動の表形式の調整表(第 122 項及び第 123 項)
- ・顧客との契約の獲得又は履行のコストから生じた認識した資産の変動の表形式の調整表(第 128 項)

これらの開示のそれぞれを中間財務報告書で提供することを企業に要求すべきことに同意するか。回答では、これらの開示案が、利用者が当該情報を得る便益と企業が当該情報を作成し監査するコストとの適切なバランスを達成するかどうかについてコメントされたい。開示案がそれらの便益とコストを適切にバランスさせていないと考える場合には、中間財務報告書に含めることを企業に要求すべき開示を特定していただきたい。

(同意しない)

9. IAS 第 34 号(中間財務報告)を修正し、中間財務報告における収益認識に関する開示要件を含めることについては、同意できない。
10. IAS 第 34 号は、中間財務報告における開示の一般原則について定めたものであると理解している。本基準案の重要性については理解しているが、個別基準の具体的開示要件を IAS 第 34 号に含めることについては適切ではないと考えている。
11. 2011 年 7 月の IASB/FASB 合同審議会において、2010 年 10 月の IASB の要請に基き、ICAS および NZICA による開示の削減や全体としての開示原則の必要性に関する報告が行なわれ、将来の理事会においてその報告内容の今後の進め方を議論することになったと理解している。IAS 第 34 号に個別基準の開示の要件を含めることは、そのような動きと整合的ではないとの懸念を持っている。
12. なお、投資家としての観点から、中間財務諸表に限らず、年度財務諸表においても、作成者によって負担される作成コストが、開示によって投資家が受けることのできるベネフィットを上回らないよう、配慮が必要であることを指摘しておきたい。開示情報の拡充による投資先の情報量増加は、最終的に投資分析の高度化等を通じて投資収益の向上につながる可能性がある。一方で、それにもなって増加する投資先の負担コストは、最終的に投資先の投資家によって負担されることとなる。したがって、開示要件は、全体としてのコスト増加につながらない範囲で、有用性の高いものとなるよう、配慮が必要と考える。

以 上